

平成29年度 第5回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成29年7月

魚沼市農業委員会

## 別紙 1

## 平成29年度第5回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名  
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

| 出 | 欠 | 席番 | 氏名    | 備考      |
|---|---|----|-------|---------|
| ○ |   | 1  | 葦澤芳子  |         |
| ○ |   | 2  | 佐藤新一  |         |
|   | ○ | 3  | 渡邊正一  |         |
| ○ |   | 4  | 櫻井信夫  | 議事参与の制限 |
| ○ |   | 5  | 大塚和子  |         |
| ○ |   | 6  | 小幡悦男  |         |
| ○ |   | 7  | 中澤正規  | 議事参与の制限 |
| ○ |   | 8  | 櫻井誠   |         |
| ○ |   | 9  | 森山行雄  |         |
| ○ |   | 10 | 森山武郎  |         |
| ○ |   | 11 | 酒井浩   |         |
| ○ |   | 12 | 松田敏彦  |         |
| ○ |   | 13 | 佐藤正喜  |         |
| ○ |   | 14 | 桑原文   |         |
| ○ |   | 15 | 渡邊弘義  |         |
| ○ |   | 16 | 佐藤廣治  |         |
| ○ |   | 17 | 富永虎良  |         |
| ○ |   | 18 | 小西正春  |         |
| ○ |   | 19 | 上村喜久雄 |         |

(事務局)

| 出 | 欠 | 氏名   | 備考 |
|---|---|------|----|
| ○ |   | 米山真里 |    |
| ○ |   | 穴沢優子 |    |
| ○ |   | 高橋智也 |    |

## 平成29年度 第5回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成29年7月28日

| 日程 | 議案番号  | 付 議 事 件   |
|----|---|---|
| 1  |   | 開会宣言 13 時 20 分<br><br>報告事項<br>会務報告<br>部会報告  |
| 2  |   | 議事録署名委員の指名について<br><br><u>4 番 櫻井 信夫 委員</u><br><br><u>5 番 大塚 和子 委員</u>  |
| 3  | 報告第1号<br>報告第2号<br>報告第3号                       | 農地貸借の合意解約について<br>農地法第3条の3第1項の規定による届出について<br>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出(2歳未満の転用) について  |
| 4  | 議案第1号<br>議案第2号<br><br>議案第3号<br>議案第4号<br>議案第5号 | 農地法第3条の規定による許可申請について<br>農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について<br>農地法の適用を受けない事実確認の決定について<br>魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について<br>農用地利用集積計画意見決定について |
| 5  |   | その他<br><br>閉会宣言 14 時 35 分   |

## 平成 29 年度第 5 回魚沼市農業委員会総会議事録

平成 29 年度第 5 回魚沼市農業委員会総会は、平成 29 年 7 月 28 日魚沼市広神コミュニティセンター 1 階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙 1 のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙 2 のとおりである。

事務局（米山事務局長）

欠席者 1 名なんですけれども、全員そろいましたので、始めさせていただきます。よろしく申し上げます。委員の皆様には、今週は 2 回に渡っての参集となりました。お忙しい中ありがとうございます。

それでは時間前でございますが、本日の出席者数をご報告いたします。委員定数 19 名のうち、欠席の届け出のあった方は、整理番号 3 番渡邊正一委員の 1 名です。出席者 18 名で、魚沼市農業委員会会議規則第 7 条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成 29 年度第 5 回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、上村会長から挨拶をいただきます。

(時刻は 13 時 20 分)

上村会長

(挨拶)

事務局（米山事務局長）

ありがとうございました。

事務局（穴沢主任）

総会の前にご報告をいたしたいと思います。日頃全国農業新聞の普及拡大及び農業者年金加入推進の活動にご尽力いただきありがとうございます。平成 29 年度に入りまして、6 月に農業者年金の新規加入を 1 名達成していただきましたので、報告させていただきます。横山史子前委員でございます。規定に基づき奨励金を 7 月 26 日にお渡ししてあります。大変ありがとうございました。以上です。

事務局（米山事務局長）

それでは、議事に移らせていただきます。

議 長（上村会長）

それでは、進めさせていただきます。

# 会 務 報 告

議 長（上村会長）

まず、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（米山事務局長）

配布資料の確認

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、次第には部会報告ということでありまして、本来これからの部会についてはご承知のとおり各地区に分かれました第1から第4までの地区部会があります。その各部会で何か問題、または報告があったらお願いするというようなことですので、今回は初めてでございますので、割愛させていただきます。その都度毎月1回の報告でございます。各地区でいろいろな問題、または情報があったらここで報告いただくという形で進めさせていただきますので、なければ特にありませんのでよろしいですので、ひとつお願いします。

議 長（上村会長）

そういうことで各地区の部会長からお願いするということです。それでもう一点、広報部会というのがあります。これは、広報部会から、部会長のほうからありましたらということでその都度ご指名しますのでお願いします。

続いて、じゃ広報部会部会長お願いいたします。

広報部会長（中澤正規委員）

広報部会からお願いと依頼をしたいんですが、8月25日農業委員会だよりが発行されますが、会長の方からまたご挨拶を8月の17日までをお願いしたいと思えますし、あわせて委員の方々にお願いしたいんですが、1期3年在職中に自分の地域における特色のあるようなものをぜひ広報に取り上げていただきたい。もし、ありましたら事務局の方に連絡いただければ、広報部員が取材に行きますので、ぜひともそういう事案がありましたら報告していただきたいと思えます。以上です。

議 長（上村会長）

それでは、会務報告並びに広報部会の報告がありました。特に、この広報部会、従来から農業委員会の見える化ということでの情報発信でございます。部会長が言ましたようにひとつご協力のほどよろしくお願いいたします。

皆様方で先ほどの報告の中で何か質疑、質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

ひとつ、初めての方もおられますので報告して、私その都度、その都度説明させていただきますが、会務報告の中に8月の8日農業委員会中越協議会総会という項目があります。実は、農業委員会はこの県段階で見ますと、県全体の農業会議を元とした全体の会長会議というのがあります。この中越協議会につきましては、いわゆる中越地区でございます。地区でいいますと、刈羽、出雲崎、長岡、小千谷、魚沼、南魚沼、湯沢、十日町、津南、柏崎の10地区、これが中越地区といいまして、中越の協議会を構成しているというところでございます。現在、従来は柏崎の会長

が中越協議会の会長になっていたんですけれども、恐らくこの8月8日に柏崎の会長は引退したということでございますので、会長がどこになるのかという相談があるかと思いますが、現在空席ということでございますが、8月8日にはこの中越地区の協議会の会長を選任するという形になろうかと思いますが。そんなことでひとつ中越協議会というのがあるということでご理解をいただきたいと思います。

特になければ、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

次に、日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任していただけますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号4番櫻井信夫委員及び議席番号5番大塚和子委員の両名を指名いたします。

## 農地貸借の合意解約について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」についてを事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

農地貸借の合意解約について、議案書2ページをお願いします。日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について今月は6件の届出がありました。詳細については事前配付のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第1号については、事務局の説明のとおり事前配付ということで、目を通していただいたと思います。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

なお、初めての方につきましてはご発言に際しては議席番号並びに氏名をはっきりと言っていたきたいと思います。議事録を作成する都合上判明しないと困りますので、その部分についてはよろしくお願いいたします。

質問等どうでしょうか。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続きまして、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の4ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は22件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおいでですが、市内の方が今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見ある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

日程第4報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について事務局の説明をお願いします。

事務局（高橋主任）

議案書5ページをお願いします。

報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は2件の届出がありました。

整理番号1 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\*の一部 畑 82㎡  
転用目的 農機具格納庫

整理番号2 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 畑 160㎡  
転用目的 農機具格納庫

議 長（上村会長）

報告第3号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

桑原正文委員

この整理番号2番なんですけれども、\*\*\*\*\*の方がこっちに帰ってきて、農作業か何かするために農機具格納庫を建てるのでしょうか。

事務局（高橋主任）

実は、こちらの建物なんですけど、既に現地に建設済みであります。今まで届出がなく、その後\*\*\*\*\*のほうに引っ越されたということで、今回改めましてといますか、届出が出てきたものです。

桑原正文委員

はい、わかりました。

議 長（上村会長）

よろしいでしょうか。  
そのほかどうでしょうか。

松田敏彦委員

今の話なんですけども、実際今この\*\*\*\*\*さんという方が使っているのか、いないのかは。もし、使っていないのならば、これは撤去する必要があるのか、ないのか。その辺ちょっと確認したいんですが。

議 長（上村会長）

その辺事務局のほうどうでしょうか。

事務局（高橋主任）

今はご本人さんで使っているということではなく、貸している状態であると聞いております。

議 長（上村会長）

第三者に利用を貸している、貸借しているということでよろしいですか。  
これが利用されているってことであれば、問題ないということですか。

事務局（高橋主任）

当初利用していたということで出てきておるんですけども、本来ですとその時にご本人が届出するべきであった。本人が届出しなければこちらとしては受けられないわけなので、当時届出をするべきものだったのが、それがなかったということで現在に至っております。

議 長（上村会長）

よろしいでしょうか。

松田敏彦委員

今借りているということなんでいいんですが、これは本来もう誰も貸していないようであれば撤去をさせるんですか、こちらのほうで。それとも、そのままにしておくんでしょうか。今の状況であれば作った時点では本人が使っていたんだけど、引っ越されて、今人に貸しているけども、それを貸していなければ、農業委員のほうで撤去しなさいというような言い方をするのか、しないのか。

それとも、そのままにしておいて問題ないのか。

事務局（高橋主任）

そこは、届出を出してくださいってことになるかと思えます。というのは、許可が不要な案件で自分の農地に農業用の自分が使う建物を建てる場合は、200㎡未満であれば農地転用の許可を取らなくても届出をしてもらえば、転用できますよっていうことになっておりますので、こちらで撤去せよということまでは言えないと思います。もし分かればですけど、届出を出してくださいということに留まると思います。

松田敏彦委員

届出を出すだけでいいんだったら、農業委員会で許可しますよとか、そういう問題ではないわけですね。

事務局（高橋主任）

なので、議案として挙がっているわけではなくて、報告という形でこういう届出がありましたということ、皆さんに報告しているということです。

松田敏彦委員

わかりました。

議長（上村会長）

ほかにどうでしょうか。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転届出」について、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

説明の前に6月の総会で中澤委員より質問のあった件について回答をしたいと  
思います。\*\*\*\*\*さんの借地の面積の表示につきまして、この時には3条の議  
案書は18条の解約の数字を反映する前の数字が載っておりました。基盤法の議案  
書は解約の数字を反映した後の数字を載せてありましたので、コンピューターの処  
理のタイミングがずれておりました、反映する前の数字、後の数字というようなこ  
とになっていましたので、うちのほうの入力の関係からそのような数字になってお  
りましたので、報告したいと思います。よろしいでしょうか。

中澤正規委員

ありがとうございました。

事務局（穴沢主任）

では、議案書6ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は所  
有権移転贈与1件、売買3件、使用貸借権の設定2件、合計6件です。

整理番号1 申請地 \*\*\*\*\* 畑 195 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は相続による農  
地を取得しましたが、耕作が困難なため、譲受人との贈与の話がまとまり、  
申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりませんが、経験  
年数は十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考  
えます。

整理番号2 申請地 \*\*\*\*\* 畑 245 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は、譲受人の自  
宅の裏手にあり、以前より自家用野菜を耕作しておりましたが、この度譲  
渡人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械  
を所有しておりませんが、経験年数は十分あるため、今後とも効率よく耕  
作していくことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地 \*\*\*\*\* 畑ほか13筆 合計13,378 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢になり、  
耕作が困難なため、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったもので  
す。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後と  
も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 \*\*\*\* \* 畑ほか1筆 合計152㎡  
譲渡人 \*\*\*\* \*  
譲受人 \*\*\*\* \*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\* \*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は、譲受人の自宅の裏手にあり、譲渡人は高齢で耕作が困難であることから譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は自家用野菜をつくる予定です。大型機械を一部所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の整理番号5・6番につきましては、農業者年金受給に係る経営移譲の再設定の申請であるため説明を省略させていただきますが、内容につきましては事前配付のとおりです。

整理番号5 申請地 \*\*\*\* \* 畑ほか9筆 合計3,616㎡  
譲渡人 \*\*\*\* \*  
譲受人 \*\*\*\* \*  
権利種別 使用貸借権設定 15年間

整理番号6 申請地 \*\*\*\* \* 田ほか4筆 合計6,894㎡  
譲渡人 \*\*\*\* \*  
譲受人 \*\*\*\* \*  
権利種別 使用貸借権設定 10年間

以上、整理番号1番から6番まで、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第1号について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

渡邊弘義委員

整理番号1番ですが、先日電話と訪問しまして、それと現場確認しました。事務局の説明のとおりです。お願いします。

森山武郎委員

整理番号2番ですが、25日の日に電話と現地確認してまいりました。耕作はしていますし、事務局の説明のとおり何ら支障はないと思いますのでよろしくお願い致します。

森山行雄委員

整理番号3番ですが、27日に現地及び訪問いたしまして、内容を聞いてまいりましたが、事務局の説明のとおりでございます。以上です。

小西正春委員

整理番号4番ですが、事務局の説明したとおりで借受人の上の集落ということで、

昨日現地確認してきました。すると、一応耕作しておりますので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転贈与に係る整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転売買に関する整理番号2番から4番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

整理番号5番・6番については、事務局の説明のとおりでございますが、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、整理番号1番から6番まで申請どおり許可することといたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の8ページ・9ページをお願いします。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は6件です。

|       |      |                                 |    |        |
|-------|------|---------------------------------|----|--------|
| 整理番号1 | 申請地  | *****                           | 田  | 231㎡   |
|       | 農地区分 | 第二種農地                           |    |        |
|       | 権利種別 | 所有権移転                           | 売買 | *****円 |
|       | 譲渡人  | *****                           |    |        |
|       | 譲受人  | *****                           |    |        |
|       | 申請概要 | 住宅1棟2階建て及びカーポート                 |    |        |
|       | 転用目的 | 一般住宅建築用敷地                       |    |        |
|       | 判断理由 | 申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。 |    |        |

申請地は、\*\*\*\*\*地内の農地です。既に宅地化されており、国道17

号線沿いにあるコンビニエンスストア側の位置になります。譲受人は、\*  
\*\*\*\*より\*\*\*\*\*への通勤に不便を感じており、勤務先近くへ転居  
を計画していたところ譲渡人と話がまとまり、一般住宅を建築する旨この  
度申請があったものです。

整理番号2 申請地 \*\*\*\* 田 312 m<sup>2</sup>  
農地区分 第三種農地  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\* 円  
貸付人 \*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*  
申請概要 住宅1棟2階建て  
転用目的 一般住宅建築用敷地  
判断理由 都市計画法に規定する用途地域、準工業地域が定められ  
ているため。

申請地は、\*\*\*\*地内の農地です。現在は市内アパートに在住です  
が、子供の成長に伴い手狭になったため、住宅用地を探していたところ譲  
渡人と話がまとまり、一般住宅を建築する旨この度申請があったものです。

整理番号3 申請地 \*\*\*\* 田 354 m<sup>2</sup>  
農地区分 第一種農地  
権利種別 所有権移転売買 \*\*\*\* 円  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請概要 住宅1棟2階建て  
転用目的 一般住宅建築用敷地  
判断理由 申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日  
常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの。

申請地は、\*\*\*\*地内の農地です。現在は市内アパートに在住です  
が、子供の成長に伴い手狭になったため、住宅用地を探していたところ譲  
渡人と話がまとまり、一般住宅を建築する旨この度申請があったものです。

整理番号4 申請地 \*\*\*\* 畑 231 m<sup>2</sup>  
農地区分 第三種農地  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\* 円  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請概要 住宅1棟2階建て及びカーポート  
転用目的 一般住宅建築用敷地  
判断理由 都市計画法に規定する用途地域、第一種中高層住居専用  
地域が定められているため。

申請地は、\*\*\*\*地内の農地の農地です。申請者の次男は、現在は  
市内アパートに在住ですが、子供の成長に伴い手狭になったため、住宅建  
築を計画していました。この度譲渡人と話がまとまり、申請者が申請地を  
取得し、次男が一般住宅を建築する旨申請があったものです。

整理番号5 申請地 \*\*\*\* 田ほか1筆 合計 247 m<sup>2</sup>  
農地区分 第二種農地  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*円  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請概要 資材置場・駐車場3台  
転用目的 資材置場・駐車場  
判断理由 申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

申請地は、\*\*\*\*地内の農地です。譲受人は、工務店を経営しており、事業用資材置場、事業用車両置き場、従業員用駐車場が狭く苦慮していました。この度隣接地の譲渡人と話がまとまり、申請があったものです。

整理番号6 申請地 \*\*\*\* 田 374 m<sup>2</sup>  
農地区分 第三種農地  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*円  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請概要 住宅1棟2階建て及びカーポート  
転用目的 一般住宅建設用敷地  
判断理由 申請地の300m以内に\*\*\*\*インターチェンジがあるため。

申請地は、\*\*\*\*地内の農地です。現在\*\*\*\*在住ですが、妻と子供の故郷に住居を構えたいと考えており、住宅用地を探していたところ譲渡人と話がまとまり、一般住宅を建築する旨申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

大塚和子委員

整理番号1番ですが、申請者から連絡を受けました。事務局から説明のあったとおりです。問題はないと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

富永虎良委員

整理番号2番ですが、7月25日に現地に行ってきました。見たところ特に問題のあるとは考えられませんので、申請のとおり許可していただくようお願いしたいと思います。

中澤正規委員

整理番号3番ですが、前委員よりこれ引き継ぎの事案ですが、前委員は7月10日代理人立会いのもとで現場を確認、近隣の住民等も受け入れについては拒んではないという連絡をもらっております。あとは、事務局の説明のとおりかと思えます。以上です。

佐藤新一委員

整理番号4番ですが、前任者から一応前回の総会の24日の総会の件についてお話を聞きまして、確認はしていないんですが間違いないですと、というふうに前任者から言われましたので、間違いないと思います。

上村喜久雄委員

続いて、整理番号5番ですが、7月の11日に本人より、いわゆる譲渡人から連絡をいただきまして確認、事務局の説明のとおり特に問題はありませんので、よろしく願いいたします。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。番号はちょっと変則になりますが、進めさせていただきます。番号ごとに採決を取ります。

まず、整理番号1番について、申請どおり許可相当に決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可相当に決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号5番について、申請どおり許可相当に決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号6番について、申請どおり許可相当に決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、整理番号2番、議事参与の制限により\*\*\*\*\*退席をお願いいたします。

（\*\*\*\*\*委員退室）

引き続き整理番号2番について、申請どおり許可相当に決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可相当に決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

（\*\*\*\*\*委員着席）

それでは議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については、整理番号1番から6番まで許可相当に決定し県に進達することといたします。

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、議案第3号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の10ページをお願いします。

議案第3号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は2件です。

|       |        |  |       |                            |
|-------|--------|--|-------|----------------------------|
| 整理番号1 | 申請地    | *****  | 畑ほか1筆 | 合計 1,687 m <sup>2</sup>    |
|       | 新地目    | 原野   |       |                            |
|       | 申請者    | *****  |       |                            |
|       | 非農地の原因 | 50年以上前に道路が不通になり、耕作放棄により農地でなくなった。                     |       |                            |
| 整理番号2 | 申請地    | *****  | 田ほか2筆 | 合計 1,310.56 m <sup>2</sup> |
|       | 新地目    | 原野   |       |                            |
|       | 申請者    | *****  |       |                            |
|       | 非農地の原因 | 水捌けの悪い湿地帯となっており、その土地の状況からみて農地として継続して利用することが困難と見込まれる。 |       |                            |

議長（上村会長）

議案第3号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

桑原正文委員

整理番号2番ですけれども、図面見させてもらおうと人家の方は荒地になっているかどうか、何か苦情か何か出ないでしょうか。それとも草刈り等がきっちりやられる予定なのかどうなのか、その辺がちょっと心配なんですけども。

事務局（高橋主任）

この度の申請に当りまして、地元の区長さん、前農業委員さん及び隣接する農地の所有者の方、耕作者の方とお話をし、了承が得られましたので、この度議案として挙げさせていただきました。

桑原正文委員

周囲の方々が理解しているのであれば別に私がとやかく言う必要はないと思うんですけれども、何かあんまり人家のそばなものですから、荒らされると非常に周りの人がどうなのかなと思っただけです。

議長（上村会長）

はい。事務局からは地元区長並びに耕作者近隣ということで協議があったということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

ほかにどうでしょうか。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、整理番号1番から2番について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## 魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について

議長（上村会長）

議案第4号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の11ページをお願いします。

まず、議案の訂正をお願いします。整理番号3番の地区担当委員を中澤正規委員から小幡悦男委員へ訂正願います。お願いします。これは、委員本人が転用の貸付人であったためです。申し訳ございません。

議案第4号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」について説明させていただきます。これは一般的には後々の農地転用を見据えた中で申請予定地が農振農用地と言われている転用に規制の厳しいところに申請があったものについて農振農用地を除外してもいいかということをご皆さんに審議いただくものです。整理番号2番が該当します。整理番号1番と3番については少し特殊な案件として、認定電気通信事業者等による携帯基地局等の設置のための除外となります。今月は3件となっております。

整理番号1 申請人                   \*\*\*\*\*  
          変更申請土地       \*\*\*\*\*の一部 田 16.20 m<sup>2</sup>  
          変更理由           携帯電話アンテナ基地局用地のための除外

申請地は、農振農用地であるが認定電気通信事業者による携帯電話中継基地局の設置になりますので、転用許可不要であるため、事業計画内容から計画変更同意できるものと考えます。なお、こちらの工事ヤード及び資材置場の一時転用許可については平成29年3月29日付けにて許可済みであります。

整理番号2 申請人                   \*\*\*\*\*  
          変更申請土地       \*\*\*\*\* 田 216 m<sup>2</sup>  
          変更理由           ゲレンデ整備車（圧雪車）敷地への通路のための除外

申請地は、\*\*\*\*\*地内の農地です。申請地周辺には水管、下水道管が埋設されている6mの道路があり、申請地の500m以内に\*\*\*\*\*中学校と\*\*\*\*\*小学校があり、第3種農地と認められるため、現地の状況及び事業計画内容から変更同意できるものと考えます。

整理番号3 申請人 \*\*\*\*  
変更申請土地 \*\*\*\*の一部 田 18.90 m<sup>2</sup>  
変更理由 携帯電話アンテナ基地局用地のための除外  
申請地は、農振農用地であるが認定電気通信事業者による携帯電話中継基地局の設置になりますので転用許可不要であるため、事業計画内容から計画変更に同意できるものと考えます。なお、工事ヤード及び資材置場の一時転用許可については平成29年7月13日付けにて許可済みであります。

議長（上村会長）

議案第4号について事務局の説明に続いて地区担当委員の調査補足説明をお願いいたします。整理番号1番櫻井誠委員お願いします。

櫻井 誠委員

整理番号1番ですが、この前電話会社から電話がありまして、現場を除外をしたいということで先月26日ですかね、既に建っている状態でありましたが、問題ないと思います。

櫻井信夫委員

整理番号2番ですが、代理人から連絡がありまして、25日の日、\*\*\*\*立会のもと現地確認しましたが、事務局の説明のとおり問題ありませんのでどうかよろしくをお願いいたします。

小幡悦男委員

整理番号3番ですが、地区と合議の上で進められておりますし、事務局の説明のとおりですので、問題ないと思います。

議長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

中澤正規委員

整理番号2番の変更理由についてちょっと聞かしてもらいたいんですが、ゲレンデ整備車敷地というのは多分信号の角のところに圧雪車の置いておく敷地があると思うんですが、そこまでの行く通路の部分なんですか

櫻井信夫委員

そのとおり通路ですね。従来あの東側、いわゆる中学校側から入っていたんです。それが来年で契約が切れるということで、今度はその北側に、現在田んぼなんです、そこを今度新たに通路にしたいということになります。

中澤正規委員

夏になれば、各スキー場の、ほら。

櫻井信夫委員

遠くは、群馬、尾瀬、岩倉スキー場辺りからも来ていますし、10台前後の圧雪車

が格納されています。修理、点検のためですね。

中澤正規委員

あそこを通路として除外するところに圧雪車は置くという可能性はないですか。その通路として今回除外する田んぼのところに一時的でも何でも圧雪車をかなりの数の圧雪車が集まってくるんで、そこに置くようなことはないですか。

櫻井信夫委員

ここに置くことはないですね。

中澤正規委員

収めてないで、かなりあちこちにばらばらで、キャタはキャタ、何かは何かでみんなばらばらにして置いてありますけども。

櫻井信夫委員

そこに置きっぱなしということはないです。

中澤正規委員

通路に置くことの無いようにきちっとお願いしたいと思いますが。以上です。

議長（上村会長）

そのほかにどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので採決に入りますが、整理番号1番、2番について、まずはお諮りをいたします。整理番号1番、2番について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、整理番号3番については議事参与の制限により\*\*\*\*\*委員は退席をお願いいたします。

（\*\*\*\*\*委員退室）

続いて、整理番号3番について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

（\*\*\*\*\*委員着席）

それでは、議案第4号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」については、整理番号1番から3番まで異議なしと認め、決定することといたします。

## 農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書 12 ページをお願いいたします。

日程第 4 議案第 5 号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画の意見決定について意見を求めるものです。

|         |    |                          |
|---------|----|--------------------------|
| 利用権（設定） | 件数 | 7 件                      |
|         | 筆数 | 20 筆                     |
|         | 面積 | 21,025.00 m <sup>2</sup> |

なお詳細につきましては事前配付のとおりです。

今月から利用権貸借の 10a 当たりの賃借料の表示を物納であっても金額での表示に変更しております。表示内容につきましては 60 kg 当たり 19,000 円で換算しております。これは、平成 28 年度の仮渡し金と計算金の合計金額です。

続きまして、所有権移転ですが、議案書 14 ページをお願いいたします。  
今月は売買 1 件です。

|        |             |           |   |                    |
|--------|-------------|-----------|---|--------------------|
| 整理番号 1 | 所有権を移転する農用地 | *****     | 田 | 630 m <sup>2</sup> |
|        | 所有権を移転する者   | *****     |   |                    |
|        | 所有権の移転を受ける者 | *****     |   |                    |
|        | 売却価格        | 全体で*****円 |   |                    |

以上、利用権設定並びに所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議 長（上村会長）

議案第 5 号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

議 長（上村会長）

ひとついいですか。この物納の場合の金額設定というのは何か意図があって、指導があってですか。

事務局（穴沢主任）

はい。毎年出しております魚沼市の農地賃借料情報にも載っているんですけども。農協さんで出している仮渡し金と清算金の合計金額ということで、それを元に何kg という物納で申請があるんですが、それを金額で換算して公表しております。

議 長（上村会長）

なぜ今変更なんですか。

事務局（穴沢主任）

システムの都合といいますか、物納ではちょっと都合の悪い集計とか何かに関わってくる部分がありまして、それで金額の表示に変更させていただいております。

議 長（上村会長）

皆様方ご意見ないでしょうか。なければいかがでしょうか。

「異議なし」の声あり。

特になければ、採決に入ります。議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## その他

事務局（穴沢主任）

- ・ 広報委員について（第四地区部会の推進委員変更）
- ・ 総会終了後の日程について（農地パトロールの説明会、現地研修会等）
- ・ 配付資料についての説明

議 長（上村会長）

以上を持ちまして、本日の提案された報告、また議案事項については全て審議を終了いたしました。大変ありがとうございました。

（時刻は 14 時 35 分）

上記会議の内容は、平成 29 年度第 5 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

---

議席番号 番

---